

# 年金改革に関する提言

～厚生年金の民営化とその受け皿としての企業年金制度の整備～

1998年7月27日

21世紀政策研究所

年金改革に関する提言

～厚生年金の民営化とその受け皿としての企業年金制度の整備～

(目次)	ページ
今回の提言の意義	2
年金改革に関する提言(概要)	3
第1章 年金改革についての考え方	4
1. 公的年金制度についての論点	4
2. 企業年金制度についての論点	5
3. 年金資産運用についての論点	6
4. 我々の年金改革案とその原則	8
第2章 公的年金制度の改革	10
1. 修正積立方式の意味	10
2. 賦課方式に必要な覚悟と合意	13
3. 基礎年金部分の消費税方式化と報酬比例部分の積立方式への移行	14
4. 積立方式への移行の経済的意味	15
5. 「二重負担の問題」	17
第3章 公的年金制度改革についての試算	18
1. 現役世代への分配金についての試算	18
2. 移行コストのファイナンスと年金改革案の国家財政への影響	21
第4章 企業年金制度の改革	24
1. 企業年金におけるリスクとリターンの関係	24
2. 確定給付型年金と確定拠出型年金	26
3. アメリカの企業年金制度から得られるもの	27
4. 日本で求められる企業年金のインフラ整備	29
5. 企業年金税制のあり方	29
6. 日本版IRA創設の必要性	30
7. 報酬比例部分を代替する部分の強制加入について	30
第5章 おわりに	31
別紙資料	32

## 今回の提言の意義

何が実現するのか、またそのために何を整備しなければならないのか。

(個人)

- ・生涯にわたる生活設計が可能となり、堅固な生活の枠組が期待できる。
- ・この堅固な生活の枠組を前提として、個人は自己がとりうるリスクについて見極めが可能となる。
- ・こうしたリスクティキングの機会を個人に対して開くことは、金融資産の配分に大きな変化をもたらす可能性がある。

(社会)

- ・これまでの世代間扶助という温情主義的な、しかし負担と給付の関係が曖昧なものから、自己計算に基礎を置いたものになる。
- ・自己の差配のもとで個々人が独立性を求めるのが前提。
- ・しかし、社会における連帯はもちろん重要である。その基礎として、消費額に応じて税負担をおこない、これが基礎年金の財源となる仕組みを受け容れる。

(政府)

次のような制度整備が不可欠となる。

- ・消費税率に相当するものが高まるため、前段階税額控除方式の付加価値税システムの導入が前提となる。そしてこのことは、事業法人番号の導入を不可避とする。
- ・年金勘定を個人ごとに把握するため、個人ごとの年金番号が導入される。これを納税者番号と位置づけ、金融資産取引において不可欠な条件とする。
- ・所得把握が可能となるため、negative incometax の導入ができる。これにより、生活保障などのシステムが一挙に簡素化できる。
- ・他方、ハンディキャップをもつ人々や重篤な人々に対しては、セーフティーネットを明確に用意せねばならない。

(経済システム)

- ・地下経済の発生の契機を封じ込め、負担を一定のリスクをとる投資に置き換えるシステムへの転換が可能となる。
- ・こうした公開性の高いシステムは、公平性の高いシステムでもある。
- ・自己決定、自己責任が前提となるため、投資資源について効率の高い配分が可能となる。
- ・年金勘定が結果として株式持合いをほぐし、受け皿としての機能を果たし、働く者のための資本主義という統治を実現するきっかけとなる可能性がある。
- ・長期的な経済社会の健全性は、個人の堅牢な生活意識と効率的な資源配分を背景として担保されるという考え方が定着することが期待される。

## 年金改革に関する提言（概要）

基礎年金部分については、税（消費税）方式にする。

厚生年金の報酬比例部分は廃止し、積立金を個人別勘定に分配して積立方式に移行し、民営化する。

報酬比例部分を廃止のうえ、積立方式に移行するに際しては、次に掲げるスキームによる。

- (1) 過去期間の保険料に対応した未積立債務をファイナンスする。
- (2) (1) でファイナンスされた未積立債務と現存の積立金の合計を個人別勘定に分配する。
- (3) 現役世代はこれまで払ってきた保険料に対応した分配金を受け取る一方、引退世代に対しては、現行どおりの年金を給付する。
- (4) 現役世代が受け取った分配金は強制加入の企業年金等に移行する。

未積立債務のファイナンスについては、次に掲げる方策をとる。

- (1) 報酬比例部分の年金給付債務を、引退世代に対するこれからの給付の部分と現役世代がこれまで払ってきた保険料の積立金の部分に大別する。
- (2) 引退世代へのこれからの給付については、各年度ごとの財政負担とする
- (3) 現役世代への積立金の分配については、積立金と、不足する部分については 60 歳時点で現金化できる交付国債でファイナンスすることとする。
- (4) 財政負担および交付国債償還の財源のうち、200 兆円については、永久国債の発行でまかなう。

課税繰り延べの税制優遇を与えた確定拠出型年金を導入する。全ての確定給付型年金について課税繰り延べの税制優遇を与える（受給時課税への一本化、公的年金等控除廃止、特別法人税廃止）。

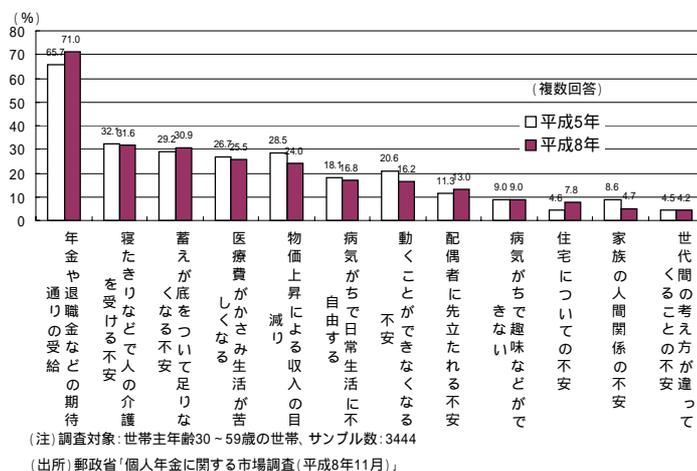
企業年金について、情報開示を進めるほか、受託者責任を明確化する法整備を進める。

日本版 I R A（企業年金に加入していない給与所得者を対象に、一定限度額内の積立金について課税繰り延べの税制優遇を与える制度）を創設する。

## 第1章 年金改革についての考え方

「年金は当てにできない」「自分たちは本当に年金を受給できるのだろうか」といった声がよく聞かれる。日本においては、本来、老後の生活を安定させる役割を担っている年金が、リスクファクター（危険要因）と化したのである。ちなみに、平成8年11月におこな

資料1 老後の不安理由



われた郵政省の「個人年金に関する市場調査」(資料1)によれば、老後の不安理由のトップは「年金や退職金などの期待通りの受給に対する不安」であり、全体の71%の人が不安と回答している。しかも不安と回答している人が平成5年の調査に比べて5.3%ポイントも上昇している。

わが国の年金制度は、あらかじめ一定の人口成長率や経済成長率を前提として設計されている。保険料をいくら支払い年金をいくら受け取れるかがあらかじめ分かっているならば、生涯の生活設計を立てやすいからだ。しかし、人口の年齢構成や経済の成長率といった社会経済状況は予測通りにはいかない。いま年金制度を不安視する声が高まっているのは、少子・高齢化が予想を上回る急速な勢いで進みつつあることや経済の成長率が低いことによるものである。

そこで本章では、公的年金制度および企業年金制度についていまどのような議論がおこなわれているか簡単に整理したうえで、我々の提言する年金改革案とその背景にある原則について述べる。

### 1. 公的年金制度についての論点

公的年金制度においては、少子・高齢化の急速な進展とともに、現行の仕組みを将来にわたって維持していくことが困難化しつつある。厚生省から発表された新人口推計対応の厚生年金財

資料2 厚生年金の保険料率見通し

年度	保険料率
1998	17.35
2000	19.5
2010	24.5
2020	29.5
2025	34.3

(出所) 厚生省

政見通し（資料 2）によれば、現行 17.35%の保険料率は徐々に引き上げられ、2025 年には 34.3%まで引き上げなければならない。1994 年度の厚生年金制度改正時に厚生省が実施した有識者調査では将来の保険料負担の限界は 30%程度とする回答がもっとも多かったことなどから判断して、34.3%という高率の保険料率のもとで年金制度を運営するのは困難であろうという声が高まっている。

こうした状況下、現行の厚生年金の保険料引き上げを前倒し実施するか、もしくは年金給付をカットするか、という抛出と給付に関する見直しが検討されている。平成 9 年 12 月 5 日に、厚生省は年金改革についての「5つの選択肢」（別紙資料 1）を公表した。A～D 案は、基本的に現行の仕組みを維持したうえで、保険料の引き上げまたは給付のカットをどのように組み合わせ、世代間の抛出と給付に関する公平性をいかに確保するのかという視点に立った改革案である。これに対し E 案は、厚生年金の 2 階部分（報酬比例部分）を積立方式に改め、民営化しようというプランである。

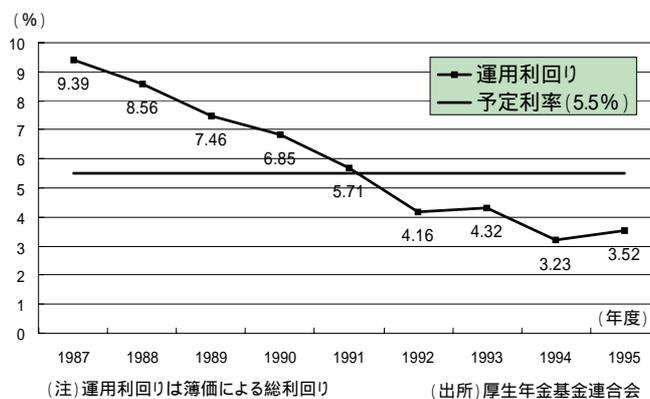
このほか、同一世代内の年金制度加入者間での抛出と給付との公平性をはかる視点から年金改革を求める声がある。国民年金の第 1 号被保険者（自営業者など）のうち 1 割以上が保険料未納であるといった問題、国民年金の第 3 号被保険者（サラリーマンの妻）が基礎年金部分について保険料負担なしで給付を受けている（保険料は厚生年金全体で負担している）ことに関する問題、などに関し、公平な解決が求められている。

## 2. 企業年金制度についての論点

企業年金制度においては、年金財政の悪化が大きな問題となった。企業年金においては、年金給付額があらかじめ定められ、それを予定利率で割り引いて保険料が決定される。

資料 3 のように運用利回りが低下し、予定利率を下回ったことなどを主因として、財政が破綻して基金が解散を余儀なくされるケースや、予定利率の引き下げ（保険料の引き上げ）がおこなわれるケースが増えてきている。

資料 3 厚生年金基金の運用利回りと予定利率



運用利回りが予定利率を下回ると、未積立債務が発生する。未積立債務が増えれば、企業はこれを補填しなければならず、企業収益が悪化する。また、1997年度から年金資産の評価が簿価基準から時価基準に変更された。加えて2000年度を目途に、企業が年金資産および債務を開示することが義務づけられる見通しである。そうなれば、年金財政の悪化は企業のバランスシートの悪化を意味するようになる。すなわち、これからは年金財政の悪化が企業経営上きわめて重要な問題となる。

このほか、現行の企業年金制度が雇用の流動化を妨げているという議論がある。厚生年金の3階部分（企業年金部分）については、加入期間20年未満の者への年金給付は義務付けられていないし、適格退職年金については、加入期間20年未満の者への年金給付は原則認められていないからである（イギリスでは2年以上、アメリカでは原則5年以上の加入期間がある者には年金支給が義務づけられている）。加えて、日本では確定給付型の企業年金しか認められていないので、転職時に各自の持ち分が計算できず、年金のポータビリティが確保されていないのも問題であると批判されることが多い。

### 3. 年金資産運用についての論点

年金資産運用の問題も非常に重要である。資料4からも明らかなように、1997年度末現在の年金資産は、公的年金約134兆円、私的年金約111兆円合わせて約235兆円にもおよぶ。これは、個人金融資産に公的年金資産を加えた約1370兆円の約17%にあたる。かつて、アメリカの社会学者であるピーター・ドラッカーが、年金資産の増大が経済に与える影響の大きさを「見えざる革命」と指摘したように、日本経済においても、資金配分のなかで年金資産の果たすべき役割は非常に大きくなってきている。

現在、公的年金の積立金は全額大蔵省の資金運用部に預託することが義務づけられ、これが財政投融資の原資になっている。1986年度からは年金福祉事業団が資金運用部から預託金利と同じ金利で借入をおこなうかたちで一部自主運用がおこなわれている。1996年度末における公的年金の積立金126

資料4 個人金融資産と年金資産

(1998年3月末現在)

現金	42兆円
預金	677兆円
年金	111兆円
年金信託	33兆円
個人年金	33兆円
企業年金	45兆円
その他信託	40兆円
その他保険	217兆円
有価証券	99兆円
投資信託	28兆円
個人金融資産合計	1239兆円

公的年金資産	134兆円
--------	-------

(注) 厚生年金代行部分は企業年金に含まれる  
公的年金資産は国民年金・厚生年金のみ。  
その他、共済等の積立金が45兆円ある。  
(1997年3月末現在)

(出所) 日本銀行「資金循環速報」

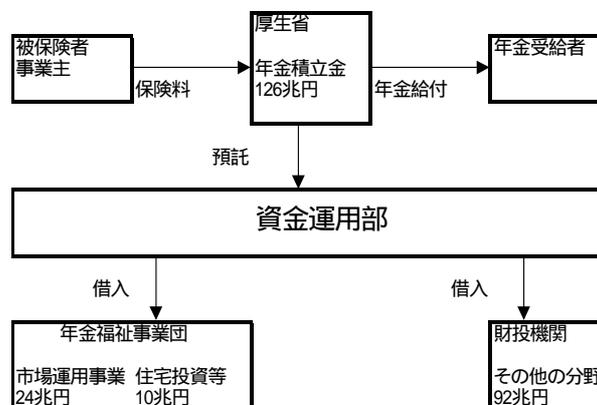
兆円のうち、92兆円は資金運用部を通じて財政投融資に使われ、残りの34兆円のうち24兆円が市場で運用され、10兆円が住宅融資等に充当されている。しかし、資金運用部の預託金利は10年利付国債の金利を基準として決められるため、長期性資産である年金の運用方法としてみた場合、効率的な投資となっているか疑問が残るほか、財政投融資の仕組み自体が効率的な資金配分を実現するものであるかどうかもきわめて疑わしい。

次回の年金改正にあわせ、公的年金の積立金の資金運用部への預託義務を廃止するとともに年金福祉事業団を廃止して、厚生大臣の責任において新たな機関で自主運用とすることが決まっているが、そうなれば、巨額の資金をもつ公的運用機関が誕生することになり、市場での fair price の形成が阻害される可能性が懸念されている。

また、企業年金の資産運用ポートフォリオは、国内公社債投資が45%を占めるなど、きわめてリスク回避的である(資料6)。これは、これまで年金資産の運用自体が5:3:3:2規制により縛られてきた(1998年度

には完全撤廃)ことを反映した結果と考えられるが、そもそも企業においても、リスクを負担してまで年金資産の高い運用利回りを求めるというインセンティブがあまりなかった。運用利回りが上昇し、積立金が余剰になれば、保険料の引き下げや給付の改善がはかれるが、その際企業に残るメリットは企業拠出部分だけに限定される。したがって、企業はこれまで資産運用会社に高い運用利回りを厳しく求めることがあまりなく、年金資産のポートフォリオは過度にリスク回避的になっていった。このことは、ベンチャー企業などハイリスク・ハイリターン型の経済主体による資金調達が必要以上に困難になることを通じて、経済の効率的な資金配分を歪めていた可能性が高い。

資料5 年金積立金の流れ



資料6 日米の年金運用のポートフォリオ

米国(96年9月末、%)

	企業年金	公務員年金
株式	63.0	53.6
債券	26.9	35.8
現金	2.6	3.0
不動産	4.0	3.3
モーゲージ	0.4	1.1
その他	3.1	3.2
合計	100.0	100.0

日本(97年3月末、%)

	厚生年金基金
国内株式	21.8
公社債	44.1
外貨建証券	22.1
貸付金	8.0
財投協力	0.1
その他	4.0
合計	100.0

(出所)「Pension&Investments」、厚生年金基金連合会

加えて、日本の運用機関にリスクをマネージする能力を高めようという意欲を希薄にさせ、ひいては日本の運用機関の運用能力を低下させる一因となったと考えられる。

しかし、公的年金制度の民営化を通じて政府部門に留保されていた年金積立金を解放し、その投資手法をあらためれば、市場による資金配分機能がさらに高まり、リスクをとる意欲のある人がリスクをとれるようになる結果、日本経済が活性化することが見込まれる。

#### 4．我々の年金改革案とその原則

以上のような議論からも明らかなように、現行の年金制度の抱える問題点は、おおむね次の4点に集約できる。

年金制度の将来にわたる持続可能性

公的年金制度における拠出と給付に関わる公平性の問題

労働市場の変化のもとでの年金制度のあり方

年金資産運用における適切なリスクとリターンの関係

我々は、この4点を念頭に置いて年金改革案を提言する。この年金改革案は、「基礎年金部分の消費税方式化、報酬比例部分の民営化、積立金の個人別勘定への分配」からなる公的年金改革と「確定拠出型年金の導入、受託者責任の明確化と受給権の保護、日本版IRA（個人退職勘定）の創設」からなる企業年金改革により特徴づけられる。退職後の所得保障という社会保障の観点からすれば、公的年金改革と企業年金改革は不可分であり、一体としておこなう必要がある。

内容に関する詳しい説明は次章以下に譲るとして、この提言はひとつの原則に基づいていることを説明したい。それは、「物事に対する各人の関与と責任を明確化する」ということである。これまでの日本においては、政治、経済から安全保障に至るまで、各人の関与と責任が曖昧にされてきた。政官財のもたれあい、株主持ち合いによる資本市場を通じたコーポレートガバナンスの後退など、誰が何に関与しどういう行動をとる責任があるのか、といった点をはっきりさせず、それをきわめて曖昧にしてきたのである。各人の関与と責任を明確化すれば、それはとりもなおさず各人の行動に一定の基準を作り出し、物事に規律をもたらすことにつながる。

年金に対する各人の関与と責任を明確化するためには、まず公的年金および企業年金の未積立債務の現状とその実態を明らかにする必要がある。そのうえで、公的年金については、退職後の生活の最低保障といった社会全体で

配慮すべき部分と、個人が自らの責任で対処すべき部分にはっきりと切り分け、前者に相当する基礎年金部分は消費税を財源として国民全体で負担する一方、後者の報酬比例部分については、民営化のうえ、積立方式に移行すると同時に個人別勘定で管理するのが望ましいと判断される。企業年金についても、確定拠出型年金を導入のうえ、個人あるいは企業のいずれが運用リスクを負担するのかについて明確にすると同時に、受託者責任の明確化と受給権の保護をはかる必要がある。そうすれば、政府、家計、企業の各部門の関与と責任が明確化になる。そして、そうした条件のもとで、各人が自らの資産運用目的に応じたリスクを負担して投資なり消費をおこなうこととなり、各人の行動に規律がもたらされることになる。

すなわち、政府部門が公的年金の未積立債務を負債として認識することは、歳出の合理化、効率化に向けた強い動機を与える。そして、その結果として不必要な公共投資の見直し、より効率的な財政運営につながることを期待される一方、家計が自らの年金積立の持ち分をはっきり認識すれば、自らの生涯生活設計に基づいた行動をとることがより容易になる。例えば、老後も住みやすい住宅の取得や将来のための教育プログラムへの参加など、退職後を展望した支出についてもより弾力的に実行できるようになることが見込まれる。実際、シンガポールなどの年金制度の一部では、住宅・教育投資を目的としてのために年金資産を一部取り崩すことが認められている。加えて、自らの年金持ち分がはっきりすれば、将来の生活設計の見通しが立たないために消費や投資をする意欲がそがれるという事態も回避されるにとどまらず、年金資産を自らのものとして強く認識することを通じて、年金資産運用に対するチェックの目も一段と厳しくなると考えられる。

年金資産・債務の時価評価と開示が義務づけられると、運用リスクとしての未積立債務が明確に測定可能となる。そうなれば、運用リスクのどの部分を誰が負担するべきなのかが真剣に議論されよう。また、確定拠出型年金が導入されれば、企業は労使関係などを考慮して最適な年金制度を選択することができる。確定給付型年金の採用という意思決定は、企業に対し運用リスクの負担を求める一方で、優秀な人材を確保する手段として機能する。確定拠出型年金が採用されれば、企業は運用リスクという呪縛から解放される。

以下では、我々の提言する年金改革案について詳しく述べる。第2章では公的年金制度の改革について論じる。第3章では現役世代への分配金、移行コストのファイナンスとその国家財政への影響の試算を示す。第4章では、企業年金制度の改革について論じる。

## 第2章 公的年金制度の改革

公的年金制度については、様々な問題点が指摘されるとともに、その改革のあり方をめぐって種々の議論が提示されている。そうした議論は次のように大別できる。第1は、「年金は当てにできない」、「自分たちは本当に年金を受給できるのだろうか」といった声に代表されるような年金の将来にわたる持続可能性(sustainability)に関わる問題である。第2は、世代間あるいは同一世代内におけるの拠出と給付のバランスの公平性に関わる問題である。具体的には、国民年金の第1号被保険者の保険料未納の問題、国民年金の第3号被保険者が基礎年金部分について保険料負担なしで給付を受けていることに関する問題、などが挙げられる。こうした問題の本質はどこにあるのか。

以下では、現行の公的年金制度の財政方式である修正積立方式の意味するところを理解したうえで、「基礎年金部分の消費税方式化、報酬比例部分の民営化、積立金の個人別勘定への分配」からなる公的年金改革についての提言することとしたい。

### 1. 修正積立方式の意味

日本の公的年金制度は修正積立方式と呼ばれる仕組みに基づき設計、運営されている。この修正積立方式に関して「積立方式と賦課方式の中間的な仕組みである」とか、「事実上の賦課方式である」と説明されることが多いが、一般にその仕組みはよく理解されていない。しかし、実はこの修正積立方式という仕組みこそが、公的年金制度に対する各人の関与と責任を曖昧にし、問題を複雑化する一因になったのである。

年金の財政方式には、積立方式と賦課方式がある。積立方式とは、引退世代となったときに受け取る年金の原資を現役時代に自分で積み立てる仕組みのことをいう。自己責任の原則に基づき、自分の年金を自分で準備するというのが積立方式なのである。これに対し、引退世代の受け取る年金をその時の現役世代から徴収する保険料でまかなう仕組みのことを賦課方式という。つまり、賦課方式は、世代間の助け合いの原則に基づき、現役世代がその時の引退世代の年金給付をまかなうところに特色がある。

欧米各国の公的年金制度は、おおむね20世紀前半に、積立方式でスタートした。当時は公的な仕組みを通じて世代間の所得再分配をおこなうという発想がなかった、高齢化があまり進んでいなかったため、退職後の所得保障を私的扶助に任せること自体、とくに大きな問題とならなかった、からで

ある。しかし、その後における高齢化の進行や激しいインフレによる積立金の減価などを主因として引退世代への給付原資を十分確保することができなくなっていたため、1950年前後を境として欧米の公的年金制度は相次いで賦課方式へと移行した。

日本でも、1944年に厚生年金保険法により厚生年金が積立方式でスタートしたが、1954年の新厚生年金保険法で修正積立方式へとあらためられた。修正積立方式とは、引退世代への給付についてはその時の現役世代から徴収した保険料でまかなうことを基本原則にしつつも、年金制度が成熟化していない（引退世代の人口の比率が高まったのち高位安定する）ときに徴収する保険料の中の一部を将来の給付原資として積み立てておき、年金制度が成熟化したときに、引退世代に対する給付の一部をその積立金の運用収入でまかなう仕組みである。わが国の場合、これまでの間、年金制度が成熟化していなかったため、徴収した保険料はその時の引退世代に対する給付だけでなく積立金の積み増しに使われてきた。そして将来、年金制度が成熟化した時には、積立金の運用収入を引退世代に対する給付原資の一部に充当することになっている。

資料7 各国の公的年金制度の沿革

アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ	スウェーデン	日本
1935 連邦社会保障年金 (積立方式)	1908 無拠出老齢年金	1930 社会保険制度	1889 老齢・廃疾保険 (積立方式)	1913 国民年金保険 (積立方式)	1944 厚生年金保険法 (積立方式)
1939 (賦課方式へ移行)	1925 老齢拠出年金 (積立方式)	1948 特別制度・一般制度分立 (賦課方式へ移行)	1911 帝国保険制度	1935 基礎年金制度 (賦課方式へ移行)	1954 定額+報酬比例 (修正積立方式)
1972 物価スライド導入	1946 国民保険制度 (ペバレッジ報告)	1983 支給開始年齢引き下げ	1957 第1次年金改革 (賃金スライド・ 積立金12ヶ月)	1946 国民年金(AFPの原形) (所得比例)	1961 国民年金 (国民皆年金)
1983 積立強化	1961 (賦課方式へ移行)		1969 (賦課方式へ移行)	1962 国民付加年金(ATP)	1986 基礎年金導入
	1975 国家所得比例年金			1995 所得比例部分に 積立方式導入	1994 支給開始年齢引き上げ

(出所)年金資金運用研究センター「年金資産運用に関する国際比較調査」などより作成

賦課方式の場合、引退世代の受け取る年金はその時の現役世代から徴収されるため、保険料の水準は現役世代と引退世代の人口構成比率に大きく依存する。引退世代に比べて現役世代が多いときには保険料は安くなるが、引退世代に比べて現役世代が少なくなると保険料が高騰する。修正積立方式は、年金制度が成熟化していない間に積み立てられた積立金がバッファーとなって年金制度が成熟化したときの保険料の高騰を緩和するという利点がある。日本が修正積立方式を採用できたのは、当時の欧米諸国に比べて人口の高齢

資料 8 各国の公的年金制度の財政方式と積立金

化が進んでいなかったため、現役世代の保険料で引退世代に対する年金給付をまかなってもなお積立金を積み増す余裕があったからである。

	財政方式	積立金の状況
アメリカ	賦課方式	1年分
イギリス	賦課方式	2ヶ月分程度
フランス	賦課方式	若干の積立金
ドイツ	賦課方式	1ヶ月分
スウェーデン	賦課方式	1年分
日本	修正積立方式	5年分程度

(出所)年金資産運用研究センター  
「年金運用に関する国際比較調査」

修正積立方式の採用は、保険料を平準化させるうえで一定の役割を果たしたがその一方で、公的年金制度が世代間の助け合いの原則で運営されているという認識の希薄化を媒介として、次のような副作用を引き起こした。

第1に、修正積立方式という呼称が支払った保険料が将来自分の受け取る年金にリンクしているという錯覚を生み、この仕組みのなかでも拠出と給付のバランスが世代間で公平でなければならないという考え方が醸成された。しかし実際は、賦課方式を原則とする修正積立方式においては、積立金というバッファは存在するにせよ、現役世代と引退世代の構成割合が変化すれば、先に指摘したように保険料は当然変化する。したがって、将来、少子・高齢化が進めば、拠出と給付のバランスなどおかまいなしに保険料は高騰するのは当然である。そうした保険料の高騰を少しでも抑制したいのであれば、年金給付をカットする以外に途はない。また、少子・高齢化が進めば、その時どのような経済情勢にあらうとも、保険料の高騰か給付のカットの選択かという二者択一的な選択が我々に突きつけられてくる。現行の仕組みを継続する限り、我々はこの事実から決して逃れることはできない。

第2に、同一世代内における拠出と負担のバランスに関する公平性という問題が、全く別の観点から議論され、無用の混乱を招くことになった。賦課方式は、基本的に所得移転をおこなう仕組みであり、年金を受け取るのは政府により現役世代が助ける必要があると認定された人々である一方、保険料を払うのは引退世代を助ける義務があると認定された人々である。したがって、第1号被保険者の保険料未納の問題は、引退世代を助ける義務を果たしていないという観点から論じられるべき問題であり、保険料未納者には年金が支払われないといった次元で保険料徴収について議論するのは誤りである。また、第3号被保険者の問題に関しては、サラリーマンの妻が引退世代の年金を支える義務を負うべきか否かを議論すべきであり、「保険料を払っていないのに年金を受け取るのはおかしい」、「共働き世帯と比較して不公平だ」といった次元の議論ではない。

いずれにしても、わが国において公的年金制度の財政方式として採用された修正積立方式は、賦課方式と積立方式の考え方の境界を曖昧にし、公的年金制度の様々な問題の本質を見失わせてしまったといっても過言ではない

諸外国においても、少子・高齢化が進んでおり、公的年金制度の見直しが議論されている。その論点は、日本と同じく、公的年金制度の持続可能性の問題、世代間の給付と負担の公平性の問題、世代内の給付と負担の公平性の問題、に集約される。ただし、諸外国においては、こうした問題の本質が年金制度の財政方式にあるという事実が認識され、賦課方式か積立方式か、言い換えれば世代間の助け合いの精神か自己責任の精神のいずれに基づいて公的年金制度を設計するのが望ましいか、というはっきりとしたかたちでの議論がおこなわれている点で日本と異なる。アメリカやイギリスなどでは公的年金制度を積立方式にあらためようという動きが見られるほか、チリをはじめとする南米諸国や東欧諸国では公的年金制度に代えて強制加入の民間年金制度が導入されている。ドイツでも、断念されたものの、積立方式への移行は議論された。諸外国ではこうした議論が盛んにおこなわれているにもかかわらず、日本では、その財政方式の曖昧さもあって、公的年金制度そのものにまで遡って議論することがほとんどおこなわれていない。あるのは、現行の制度を前提とした拠出と給付のバランスの議論のみである。

## 2. 修正積立方式に必要な覚悟と合意

諸外国の年金給付を調べてみると、定額、就業中の所得に対応した額、もしくはその組み合わせのいずれかになっている。それはまた、退職後の生活保障のあり方に関する考え方の相違を反映したものであり、年金給付により生活の最低限を保障とする考え方では定

資料9 各国の公的年金制度の給付設計

	仕組み
アメリカ	所得比例
イギリス	定額+所得比例
フランス	所得比例
ドイツ	所得比例
スウェーデン	定額+所得比例
日本	定額+所得比例

(出所)年金資産運用研究センター  
「年金運用に関する国際比較調査」

額制が、就業中の所得に応じた生活保障を重視する考え方からは所得比例制が、それぞれ主張される。日本の公的年金制度は、定額の基礎年金部分と就業中の所得に対応した報酬比例部分からなる。つまり、退職後の生活保障に関しては、生活の最低保障に加えて、生活をより豊かにするための就業中の所得に応じたプラスアルファをおこなうという考え方が重視されている。

それゆえ、ここでは、日本の公的年金制度の財政方式について、基礎年金

部分と報酬比例部分に分けて検討する。前述のとおり修正積立方式では、積立金というバッファは存在するにせよ、現役世代と引退世代の構成比率がかわれば保険料は当然変化する。したがって、将来少子・高齢化が進めば進むほど、拠出と給付のバランスなどおかまいなしに当然の結果として保険料は高騰する。そして、それを少しでも抑制しようとするれば、年金給付をカットする以外に途は残されていないのである。この仕組みで公的年金制度を引き続き運営するのであれば、人口の高齢化という制御不可能な要因いかんでこうしたことが起こりうることを覚悟するという国民的合意が必要とされる。

### 3．基礎年金部分の消費税方式化と報酬比例部分の積立方式への移行

基礎年金部分については、退職後の生活の最低保障であるという性格を反映して、その時の物価水準等に応じた確実な給付が求められる。基礎年金部分に関しては、どんなことがあっても国民全体で支えるべきであるという点に関する合意は容易に得られるであろう。したがって、確実な給付を国民全体からの確実な拠出によりまかなうという観点からすると、基礎年金部分については消費税を財源とした賦課方式が適切と思われる。基礎年金部分を消費税によりまかなうと、第1号被保険者による保険料未納の問題、第3号被保険者の問題、といった世代内の公平性の問題も解決される。国民年金の保険料を納付していない人、サラリーマンの妻も、引退世代の生活の最低保障部分を支えるべきであるという主張については合意が得られるはずである。また、消費税を財源とすれば、インフレによる目減りも少なく、その時々物価水準等を反映した給付をおこないやすい。

それでは、報酬比例部分についてこうした合意は得られるだろうか。報酬比例部分は、より豊かな老後の生活を目的として、就業中の所得に応じて支給されるプラスアルファの部分である。公的年金制度について、拠出と給付の対する不安・不満が高まってきているのは、実はこの報酬比例部分に関する議論なのである。報酬比例部分に関しては、引退世代の年金給付の報酬比例部分までその時の現役世代で支えるという合意は得られていないと考えるのがむしろ自然である。これまでの間、まさかここまで人口の高齢化が進むなどとは誰も思っていなかったのが、報酬比例部分を一体誰が負担すべきかについて、真剣に議論されることはほとんどなかった。しかしながら、近い将来少子・高齢化が急速に進むことがほぼ確実となった現在に至って、現役世代においては、増大する報酬比例部分まで現役世代が負担するという覚悟や合意をした覚えはなく、拠出に対応した給付がなされるような仕組みでな

ければ納得できない、という考え方が増えてきている。

世代間の公平性に関する問題も、世代内の公平性に関する問題も、拠出と給付の関係が対応していないことに起因する。人口の高齢化によって生じる保険料の高騰やあるいは年金給付のカットを覚悟してまでも賦課方式で公的年金制度を運営していこうという覚悟と合意がなされない以上、この問題を解決するためには、報酬比例部分については積立方式に移行するしかないと思われる。退職後の生活の最低保障を確約する基礎年金部分については世代間の助け合いの精神に基づいて運営するが、生活をより豊かにするためのプラスアルファ部分に相当する報酬比例部分については自己責任原則に基づいて運営するようあらためることが喫緊の課題として求められるのだ。

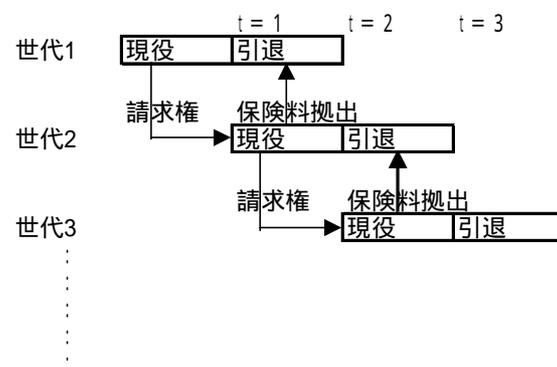
積立方式にあらためる際には、個人の保険料拠出を明確化するためにも、個人別に年金勘定を設け、一人ひとりの年金資産がいくら積み立てられているかを常時把握できるような体制を構築する必要がある。そして、公的年金制度を修正積立方式から積立方式に移行させるに際しては、引退世代には現行どおりの年金を支給する一方、現役世代に対してはこれまで積み立ててきた保険料を新たに設けられた個人別勘定に分配する必要がある。

この間、積立方式のもとでの年金資産運用に関しては、民間部門における資金運用面での知恵比べを促進するためにも、民間部門の手に委ねることとし、現役世代の個人別勘定は、企業年金等へ移行するかたちで民営の年金制度に移行することが望ましい。それは公的部門で年金資産を運用した場合、巨大な公的運用機関を誕生させることを通じ、市場での fair price の形成を阻害する可能性があるからである。

#### 4. 積立方式への移行の経済的意味

ここで、修正積立方式を積立方式にかえることが何を意味するのかをあらためて確認することにしよう。資料 10 は、賦課方式のもとでの年金の拠出と給付との対応関係を表したものである。この図からも明らかなように、現時点における引退世代の年金給付は現時点の現役世代の保険料拠出でまかなわれている。しかしその一方で、

資料 10 賦課方式の年金制度の拠出と給付

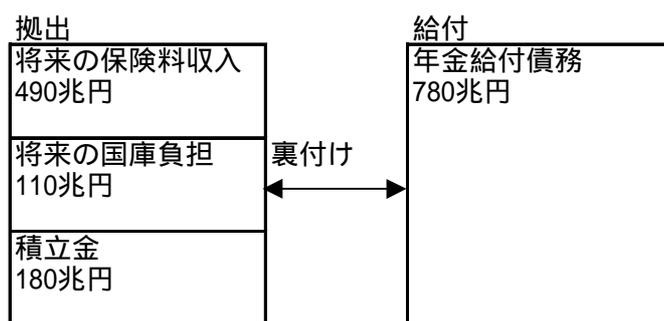


保険料拠出をおこなった時点で、現役世代はその見返りとして自分が引退した時の年金請求権を獲得することになる。すなわち、賦課方式に基づく年金制度では、常に現役世代は、一世代前の現在の引退世代に対して、彼らの保険料拠出を根拠として、年金給付をおこなう義務を負っているのである。日本国民は、賦課方式に基づく年金制度のもとで、常に過去の年金保険料拠出者から金額と期日の確定した請求書を突きつけられている。そして、この請求書にかかれる支払額は、人口の少子・高齢化という制御不可能な要因で将来いくらでも膨れ上がる可能性がある。つまり日本経済は、公的年金制度から、いつどこまで増えるか分からない借金を常に負っているのに等しい。

これに対し、積立方式の場合、すべての世代の年金給付債務は、各自の保険料積み立てにより裏づけられている。したがって、年金制度からの請求書は存在しない。積立方式のもとでは、その時々状況に応じて自らの意思で退職後の生活に対する備えをすることが可能となっている。

別紙資料 2 は、厚生省の推計による 1999 年度末の厚生年金の年金給付債務とそれを支える財源を表したものである。これを見れば明らかなように、780 兆円の年金給付債務は、180 兆円にのぼる積立金のほか、490 兆

資料 11 1999 年度末の厚生年金の給付債務の裏付け



(出所)厚生省の資料より作成

円という将来の保険料収入と 110 兆円の将来の国庫負担でまかなわれることになっている。つまり、日本経済は年金制度から将来 600 兆円の支払いを求めらる請求書を突きつけられているのだ。加えて、人口の少子・高齢化が進展すればするほど、国民一人ひとりに求められる支払金額が増大していくことになる。現在、年金審議会等において将来の保険料率の引き上げが議論されている背景には、そうした事実が厳然として存在しているということを見逃してはならない。ここで留意しておかなければならないのは、現行の年金制度のもとで一人ひとりが支払わなければならない金額が増えつづけるということは、その一方で経済各部門における消費や投資行動を萎縮させるというマイナスの効果を及ぼしかねないという点である。わが国の公的年金制度を修正積立方式から積立方式に変更するということは、単に年金制度の運営方式を変えるにとどまらず、我々の肩に重くのしかかっている年金負担に関

わる請求書を取り除き、日本経済の活性化を図るという効果をも有しているのである。

## 5 .「二重負担の問題」

もっとも、公的年金制度を修正積立方式を積立方式にかえるためには、当然のこととして移行コストが発生する。将来世代に転嫁された請求書を現時点で清算しなければならないからである。この移行コストは膨大なものであり、1999年度末において報酬比例部分を積立方式に変更した場合、厚生省の資料を参考に試算したところ、342兆円にも達する（第3章の1参照）。

厚生省では、この移行コストに関わる問題を「二重負担の問題」として捉え、「賦課方式から積立方式に切り替える場合に、切替時の現役世代が、自らの将来の年金に加えて、別途の形でそのときの受給世代等の年金を負担しなければならないという問題」と説明している（厚生省による移行コストの推計は別紙資料2）。そして、厚生省の「5つの選択肢」のE案である報酬比例部分の積立方式への移行について、「二重負担の問題」が存在するため非現実的な選択肢であるとして排除している。

しかし、「二重負担の問題」は積立方式に移行することによって新たに負担が発生するといった筋合いの問題ではない。前節の議論からも明らかなように、移行コストとは、そもそも賦課方式の年金制度が本来的に抱える将来世代に先送りされた年金債務の請求書を移行時点で一括清算するために発生するコストなのである。厚生省の「5つの選択肢」におけるA～D案は、この請求書の精算を保険料の引き上げと給付のカットの組み合わせにより徐々に、かつ暗黙のうちにおこなおうとするものであり、E案だけが移行コストを伴うという指摘は誤りである。E案は、賦課方式のもとで将来清算することにして先送りされ、見えなくなっていた負担を、現時点で目に見えるかたちにしたうえで、その一括清算をおこなおうとするものである。このことが年金に関する各自の責任と関与を明確化するとともに試算の選択行動に規律をもたらすことは、先に述べたとおりである。

とするならば、報酬比例部分を積立方式に移行のうえ民営化するに際しての問題は、膨大な金額にのぼる移行コストをどのようにファイナンスするかという方法論に絞られてくる。移行コストのファイナンスの方法論については、次章で詳しく述べることとする。

### 第3章 公的年金制度改革についての試算

我々の年金改革案では、厚生年金の報酬比例部分の積立方式への移行に必要な342兆円については国債発行等によってファイナンスし、今ある積立金180兆円と合わせて新たに設けられる個人別勘定に分配する。現役世代はこれまで払ってきた保険料に対応した分配金を受け取る一方、引退世代は年金受給権をあらためて獲得する。引退世代の年金給付はこれまでの水準から基本的には引き下げないことを前提とする。こうした年金改革案の実現可能性の検証を目的として、我々は次の試算をおこなった。

現役世代はどれだけの分配金を受け取れるのか。その結果、拠出と給付のバランス、世代間の拠出と給付に関する公平性はどうなるのか。

この改革に必要な342兆円のファイナンスはどのようにおこなうのか。

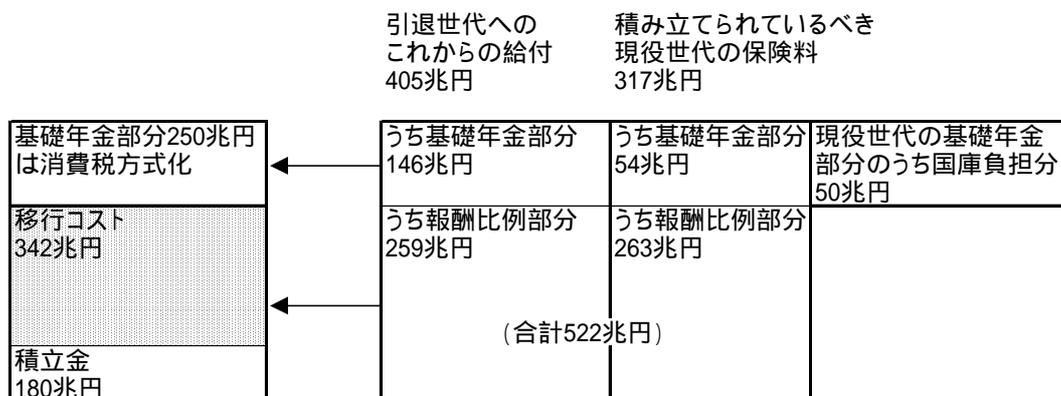
国家財政への影響はどのようになるのか。

以下、これらの問題についての試算結果を順次説明することとしよう。

#### 1. 現役世代への分配金についての試算

我々は、厚生省の資料をもとにして、厚生年金の報酬比例部分の積立方式への移行に際し新たに必要とされる金額についての推計をおこなった。その結果、報酬比例部分の積立方式への移行に伴う新規負担額、つまり移行コストは342兆円との結果が出た（推計方法の詳細は別紙資料3）。

資料12 年金給付債務の構成



(出所)厚生省の資料等をもとに21世紀政策研究所推計

積立方式に基づく年金制度に移行する際に必要とされるのは、引退世代に対するこれからの給付の支払原資と現役世代への分配金である。厚生省の資料から、引退世代へのこれからの給付は 405 兆円、積み立てられているべき現役世代の保険料は 317 兆円と推計される。このうち、基礎年金部分については、消費税方式で別途の財源によりまかなわれるため、必要金額の試算からは控除される。基礎年金部分の引退世代へのこれからの給付は 146 兆円、積み立てられているべき現役世代の保険料は 54 兆円と推計される。したがって、基礎年金部分を除く引退世代へのこれからの給付は 259 兆円、積み立てられているべき現役世代の保険料は 263 兆円と推計される。この必要額 522 兆円に対して、積立金が 180 兆円現存するので、新たに調達しなければならない金額は 342 兆円になる。この数字は、厚生省で推計した移行コストの金額である 350 兆円とほぼ対応している（厚生省による移行コストの推計は別紙資料 2）。厚生省推計の数字と差違は、1999 年度末時点の年金給付債務の推計誤差等に起因するものと思われる。

この 342 兆円をちょうどファイナンスすれば、引退世代へのこれからの給付と現役世代への分配金をまかなうことができる。現役世代への分配金はの配分方法としては、次の 2 つがありうる。

(A 案) 約束された年金給付予定額と払込期間に応じて分配する

(B 案) 拠出額に応じて分配する

すなわち、A 案は、年金保険料は世代間の再配分を前提とした修正積立方式に基づく仕組みのなかで支払われてきたものであるため、年金給付予定額と払込期間を基準として分配をおこなうべきではないか、という考え方を理論的な根拠とする。これに対し、B 案は、分配金はこれまで拠出されてきた保険料を各人に再分配するものであるため、拠出額に応じて分配すべきではないか、という考え方を基礎に置く。

資料 13 はそれぞれの場合の分配額を示したものである（ただし、現役世代は分配金、引退世代は年金給付）。例えば、50 歳の人、積み立てられているべきこれまでの保険料が 1499 万円であるのに対し、A 案では 1233 万円、B 案では 1243 万円の分配金が受け取れるという計算になる。

資料 13 - 1 拠出と分配 (A 案)

年齢	今までの 拠出額	分配または 給付額	給付 / 拠出
25	279	111	0.40
30	566	246	0.44
35	860	413	0.48
40	1122	615	0.55
45	1341	866	0.65
50	1499	1233	0.82
55	1581	1742	1.10
60	1560	2321	1.49
65	1060	3270	4.52
70	840	3358	5.86

(単位: 万円)

(出所) 厚生省の資料等をもとに 21 世紀政策研究所推計

資料 14 は、積立方式への移行に伴って支払われる分配金を基準にして、各世代ごとの拠出と給付のバランスを示したものである。現行とは基礎年金部分も含めた現行の年金制度のもとでのバランスである。一方、A 案・B 案は報酬比例部分における拠出と給付のバランスをみたものである。A 案・B 案とも現役世代と引

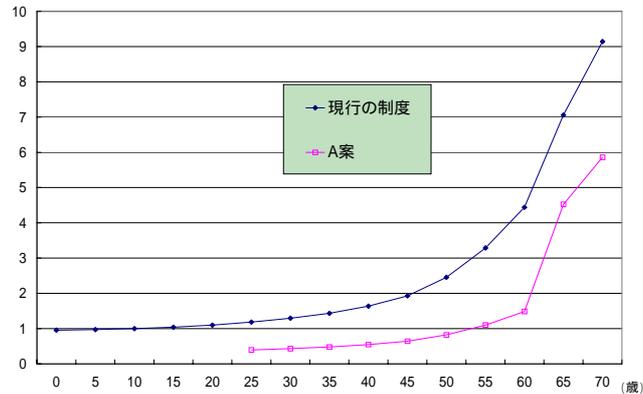
資料 13 - 2 拠出と分配 ( B 案 )

年齢	今までの拠出額	分配または給付額	給付 / 拠出
25	279	232	0.83
30	566	469	0.83
35	860	713	0.83
40	1122	930	0.83
45	1341	1112	0.83
50	1499	1243	0.83
55	1581	1311	0.83
60	1560	1294	0.83
65	1060	3270	4.52
70	840	3358	5.86

(単位:万円)  
(出所)厚生省の資料等をもとに21世紀政策研究所推計

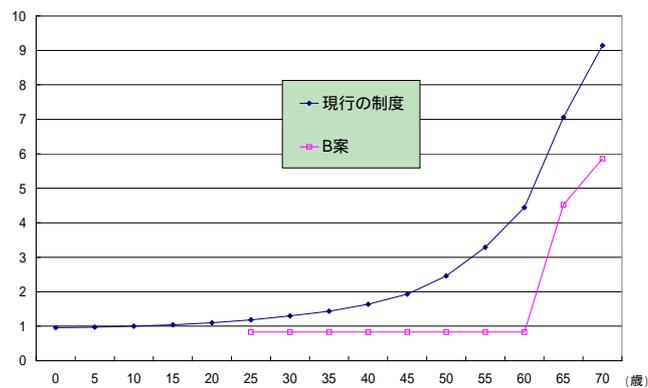
資料 14 - 1

世代ごとの拠出と給付のバランス (給付 / 拠出) < A 案 >



資料 14 - 2

世代ごとの拠出と給付のバランス (給付 / 拠出) < B 案 >



退世代との間で拠出と給付のバランスの大きな乖離がみられる。A 案では、現役世代の中でも拠出と給付のバランスが一定していないが、現役世代で年齢の高い世代と引退世代との間の拠出と給付のバランスの乖離度合いは現行の制度に比べて縮小している。一方、拠出額に応じて分配する B 案では、当然のこととして、現役世代の間において拠出と給付のバランスは一定となっているが、現役世代で年齢の高い世代と引退世代の間の拠出と給付のバランスの乖離が現行の制度以上に大きくなっている。もっとも、A 案・B 案とも現役世代の中の世代間の拠出と給付のバランスの乖離が現行の制度よりも小さくなっている。このことは、報酬比例部分を積立方式に移行させることにより、年金に関わる拠出と給付の関

係がより明確になると同時に、拠出と給付のアンバランスから生じる不公平感が小さくなることを示唆している。

## 2. 移行コストのファイナンスと年金改革案の国家財政への影響

最後に、厚生年金のうち報酬比例部分を積立方式へと移行させる際に必要となる 522 兆円のうち、現存の積立金 180 兆円を除く 342 兆円をいかにファイナンスするのか、という財源問題が残る。そもそも、厚生年金制度は政府が設計・運営してきた制度であり、一般国民に対しては、将来における年金給付を確約して拠出を受け、それを財源として年金給付をおこなってきたといえる。つまり、国が国民から借金をすることで年金を支払ってきたのであるから、報酬比例部分を積立方式へ移行するという制度変更の際に必要となるコストは国が責任をもってファイナンスする必要があると結論づけられる。ここで留意しなければならないのは、522 兆円は一度に必要となるわけではないという点である。年金給付債務は、これから毎年将来にわたって負担すべき年金給付額の合計を示しているからである。以下では、こうした事実に着目して、342 兆円をファイナンスする案と年金改革案の国家財政に対する影響についての試算を示すこととしたい(詳細な推計方法の内容については別紙資料 3 を参照)。

年金改革案の国家財政への影響を議論するに際しては、まず第 1 に基礎年金部分を消費税方式に移行することに伴う影響を考えなければならない。厚生省の試算によると、このことによる消費税率の引き上げは、2000 年度で 3.8%ポイント、2010 年度で 5.2%ポイント、ピークの 2025 年度で 6.1%ポイントとなっている。

次に、報酬比例部分の積立方式への移行に必要な引退世代へのこれからの給付 259 兆円、現役世代への分配金 263 兆円の合計 522 兆円について考える。引退世代へのこれからの給付額 259 兆円については、給付時点において引退世代の人数分だけ必要とされるものであるため、各年度ごとに所要額だけ財政支出される。これに対し、現役世代への分配金は直ちに調達しなければならない。ここにはまず現存の積立金 180 兆円を充当し、残りの 83 兆円については、各人が 60 歳になる時点で現金化できる交付国債を発行してファイナンスすることとした。さらに、各年の財政支出および交付国債の償還財源のうち 200 兆円については永久国債でファイナンスすることとし、残りについては消費税率の引き上げでまかなうこととした。そして、各年度ごとの永久国債の発行額の調整により、各年度ごとの国家財政に対する影響をある程

度平準化するよう配慮した。この結果、年金改革による国家財政への影響は消費税率換算で平均 8% 程度となる。資料 15 はこの案による国家財政への影響を示したものである。

資料 15 - 1 国家財政への影響 (A 案)

年度	基礎年金		報酬比例部分					消費税 換算 (%)	合計 消費税 換算 (%)
	消費税 換算 (%)	引退世代への これからの給付	交付国債 償還	永久債 発行高	永久債 利払い	財政負担 合計			
1999	15.3	3.8	18.8	4.3	13		10.2	3.8	7.5
2004	18.1	4.5	13.9	3.8	11	1.9	8.6	3.2	7.6
2009	20.9	5.2	9.5	3.2	9	2.8	6.5	2.4	7.6
2014	22.1	5.5	5.7	2.2	5	3.2	6.1	2.2	7.7
2019	23.4	5.8	2.8	1.3	2	3.0	5.1	1.9	7.7
2024	24.6	6.1	1.0	1.0	0	2.6	4.6	1.7	7.8
2029	24.6	6.1	0.2	0.7	0	2.2	3.0	1.1	7.2
2034	24.6	6.1	0.0	0.2	0	1.8	2.0	0.7	6.8

(単位:兆円、%)

(出所)厚生省の資料等より21世紀政策研究所推計

資料 15 - 2 国家財政への影響 (B 案)

年度	基礎年金		報酬比例部分					消費税 換算 (%)	合計 消費税 換算 (%)
	消費税 換算 (%)	引退世代への これからの給付	交付国債 償還	永久債 発行高	永久債 利払い	財政負担 合計			
1999	15.3	3.8	18.8	2.4	11		10.2	3.8	7.6
2004	18.1	4.5	13.9	2.9	10	1.6	8.4	3.1	7.6
2009	20.9	5.2	9.5	3.2	9	2.5	6.1	2.3	7.4
2014	22.1	5.5	5.7	2.8	6	2.9	5.4	2.0	7.5
2019	23.4	5.8	2.8	2.0	3	2.9	4.6	1.7	7.5
2024	24.6	6.1	1.0	1.7	1	2.6	4.2	1.6	7.6
2029	24.6	6.1	0.2	1.3	0	2.2	3.6	1.4	7.4
2034	24.6	6.1	0.0	0.4	0	1.8	2.2	0.8	6.9

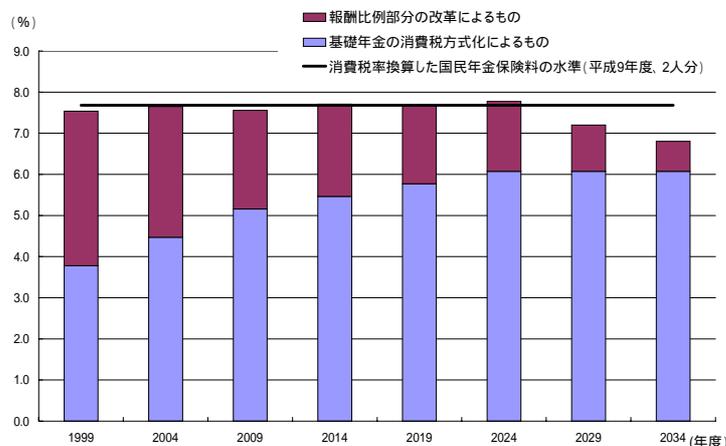
(単位:兆円、%)

(出所)厚生省の資料等より21世紀政策研究所推計

一方、基礎年金部分を消費税方式へと変更することより、国民年金保険料(および基礎年金部分の保険料)負担はなくなる。1999年度の1世帯当たりの国民年金保険料(2人分)は月額26600円であり、この負担がなくなると

いうことは、一般国民による年金保険料負担は消費税率換算7.8%程度減少することになる。つまり、2人分の国民年金保険料を支払っている標準的な世帯では、ネットの負担増はわずかなものにとどまることになる(資料

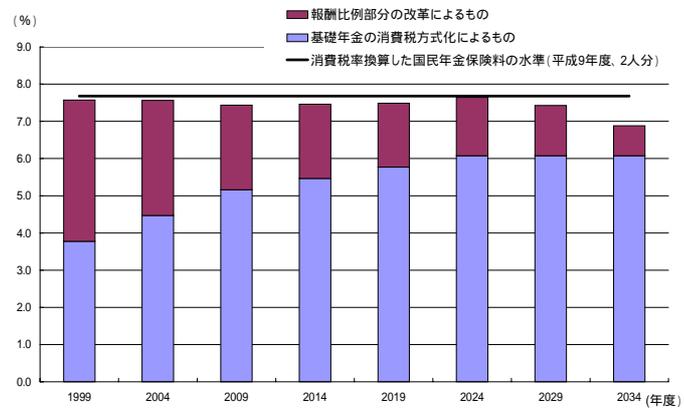
資料 16 - 1 年金改革による消費税の引き上げ幅 (A 案)



16)。

このように考えると、厚生年金の報酬比例部分の積立方式への移行は非現実的な議論であるとして排除することは必ずしも正しいとはいえない。積立方式への移行は、実現性のかなり高い提案であり、もっと真剣に議論する必要があるほか、我々としては、直ちに積立方式へと移行することを提案したい。

資料 16 - 2 年金改革による消費税の引き上げ幅 (B 案)



## 第4章 企業年金制度改革

厚生年金の報酬比例部分を積立方式にあらためて民営化すると、その役割の多くは企業年金が引き継ぐことになる。このことを踏まえて考えると、公的年金制度改革の受け皿となる企業年金制度についても、次に掲げる3つの視点から、公的年金制度改革とあわせて改革する必要と思われる。

公的年金制度にかわって社会保障としての機能を十分果たせるような仕組みであること。

年金資産が経済の資金配分において果たす役割が拡大していることを踏まえ、効率的な資金配分を達成するような仕組みであること。

労働市場の変化に十分対応できる仕組みであること。

我々は、この3つの視点から、確定拠出型年金の導入、受託者責任の明確化と受給権の保護、日本版IRA（個人退職勘定）の創設、からなる企業年金制度改革を提言したい。

### 1. 企業年金におけるリスクとリターンの関係

年金制度のあり方を考えるに際しては、各人の関与と責任を明確化することが重要かつ不可欠であることは、前にも述べたとおりである。こうした自己責任原則を貫徹することによって、各人の行動に規律がもたらされるからである。しかし残念ながら、わが国における企業年金制度は、これまでの間、各人の責任と関与、言い換えれば、各人のとるリスクとリターンの関係を不明確のまま放置していたといっても過言ではない。というのも、企業年金については、企業が従業員にかわってリスクを負担する確定給付型年金しか認められてこなかったからである。年金資産の運用成績が予定利率を下回り積立金が不足したときには、企業がその不足分を補填することになっているのである。一方、運用成績が予定利率を上回り積立金が余剰になれば、余剰分は保険料の引き下げや給付の改善に活用される。つまり、リスクは企業が全面的に負担しているのに対して、リターンは従業員もしくは従業員と企業の折半となっているのである。

こうした企業年金におけるリスク負担構造を反映して、企業において大きなリスクを負担してまで年金資産の高い運用利回りを求めるというインセンティブがほとんど働かない。したがって、企業年金の資産運用ポートフォリオはきわめてリスク回避的なものとなるほか、企業が資産運用会社に高い運用利回りを厳しく求めることもあまりなかった。加えて、日本の運用機関に

リスクをマネージする能力を高めようという意欲を希薄にさせ、ひいては日本の運用機関の運用能力を低下させる一因となった。わが国においては、ベンチャー企業などハイリスク・ハイリターン型の主体による資金調達が必要以上に困難化するなど、経済の効率的な資金配分が歪められていた背景には、こうしたかたちで年金資産運用が極端にリスク回避的であった可能性が指摘できる。エージェンシーコストと呼ぶべき問題がここに発生していたのである。

それでは、今までなぜこの問題が表面化しなかったのだろうか。答えは簡単で、予定利率が市場の実勢より常に低く設定されていたからである。国債の利回りですら6%を超えていた時代においても、これまでの間予定利率はほぼ一貫して5.5%に設定されてきた。確かに予定利率を低く設定することは、保守的で健全な年金財政を維持することに寄与する。予定利率が低いと、保険料が高くなるかわりに利差損によって年金財政が悪化することがあまりないからである。また、運用利回りが予定利率を超えた部分については、再計算時に保険料が引き下げられるというかたちで戻ってくる。つまり、もともと少し高い保険料を払うかわりに、追加的な保険料の引き上げや、年金財政の悪化といった痛みを長期間にわたって全く経験しなかったため、運用利回りに対する意識が希薄になっていったのである。こうした環境の中で、リスクを負担してより高い運用利回りを求める意欲も同時に薄れていったのだ。

ところが、バブル崩壊後、運用利回りが予定利率の5.5%を下回るというそれまで起こりえないと考えられていた事態が現に発生することとなった。運用利回りが予定利率を下回るなかで現行制度が内包する様々な痛みが表面化した。利差損が発生し、積立不足が生じたのである。そして、積立不足を埋め合わせるためには、企業が不足部分を補填するか、予定利率を引き下げ（保険料を引き上げ）るか、給付を引き下げるという方策しか残されてない。しかし、1997年度まで5.5%という予定利率が引き下げられることはなかった。1997年度からは、4.0%を下限として、2000年度からは3.4%を下限に予定利率を引き下げることが可能となったが、予定利率の引き下げは保険料の引き上げを意味すると同時に、労使間の合意が必要なことに加え、年金給付債務の現在価値が上昇することを通じて年金財政の悪化を招くため、その実効性にはなお疑問が残る。また、給付の引き下げも、1997年3月より新たに受給する加入員については認められることになったが、これも労使間の合意が必要であり、決して容易なことではない。このように考えると、結局のところ、企業が積立不足を補填しなければならなくなる。その結果、いやが

おうにもより高い運用利回りを求める必要が生じてきたのだ。

こうした企業年金を取り巻く環境のなかで、リスクとリターンの関係を明確化すれば、企業年金制度に規律をもたらすことができる。各人が運用目的に応じたリスクを負担する投資行動を強めるようになるからであり、結果として、経済の効率的な資金配分が達成されることが期待される。リスクとリターンの関係に対応させるには、企業や従業員が運用リスクを負担した場合、同時にリスク負担に見合った運用リターンも享受できるよう制度を改革する必要がある。企業が運用リスクを負担するのは確定給付型年金の仕組みにおいてである。この仕組みのなかで、企業がリスク負担に見合った運用リターンを享受できるようにするためには、予定利率を上回る運用収益については、将来企業が拠出する保険料と相殺できるような仕組みを新たに導入する必要があると思われる。アメリカで contribution holiday と呼ばれる仕組みがこれに相当する。こうした仕組みがあれば、企業においてもより高い運用利回りを求めるインセンティブが高まるため、相応のリスクを負担した投資行動が刺激される。これに対し、従業員が運用リスクを負担する仕組みが確定拠出型年金である。運用成績に応じて受給する年金額が増えたり減ったりするというかたちで、従業員自らが運用リスクを負担することになる。

## 2. 確定給付型年金と確定拠出型年金

では、確定給付型年金と確定拠出型年金はどちらがよいのだろうか。この点に関しては、これまでもいろいろな議論がなされているが、どちらかに決め打ちすることはできない。いずれの制度を選択するかは判断は、結局のところ、企業あるいは従業員の手委ねられる

。それゆえ、企業年金制度の充実という観点からすると、これまで認められていなかった確定拠出型年金の導入を可能とし、労使間でどちらの年金制度を採用するか自由に決定できる環境整備を早急におこなうことが求められる。

確定給付型年金は、従業員側から見れば、年金給付額があらかじめ決まっているため、退職後の生活保障の面では優れているが、その一方で、ポータビリティが備わっていないので、転職時にデメリットを受ける。また、企業側から確定給付型年金を捉えれば、採用すれば優秀な人材を確保する手段となりうる一方、運用リスクを負うことになる。

確定拠出型年金の場合、従業員の側からは、ポータビリティがあり転職時には有利であるが、その一方で運用リスクを求められる。企業側は、運用

リスクから解放される一方、優秀な人材を確保する点からすればマイナスになりうる。こうしたメリット、デメリットを勘案して労使間で決定される年金制度こそが、労働市場の変化に対応しうる年金制度にほかならない。

資料 17 確定給付型年金と確定拠出型年金

	項目	確定給付型年金	確定拠出型年金
従業員から見て	給付額 ポータビリティ 運用リスク 投資選択 従業員別勘定	退職時の給付額が確定 ポータビリティの付与が困難 運用リスクを負わない 投資規模が大きくリスク分散しやすい 従業員ごとの年金原資が明確でない	退職時の積立額は不確定 ポータビリティの付与が容易 運用リスクを負う 投資規模が小さくリスク分散がしにくい 従業員が運用方法や資産構成を選択可能 従業員ごとの年金資産が資産残高として容易に把握可能
企業から見て	勤続インセンティブ 後発債務 会計上の扱い 制度維持コスト 従業員教育	従業員を企業に定着させるインセンティブとなる 掛け金の追加拠出の可能性はある 会計上確定給付債務と認識されない 相対的に高い 数値計算や煩雑な報告義務が必要 必要なし	掛け金の追加拠出義務が生じない 会計上確定給付債務と認識されない 相対的に安い 数値計算や煩雑な報告義務が必要 必要

(出所)長銀総研「総研調査83(98年3月)」を参考に作成

### 3. アメリカの企業年金制度から得られるもの

このようなメカニズムが働くためには、確定給付型年金、確定拠出型年金の両方について、それぞれの役割が十分果たされるようなインフラを整備することが重要となる。こうしたインフラについては、以前から確定拠出型年金が導入されているアメリカの事例が参考になる。

アメリカは、世界に先駆けて企業年金の企業拠出部分に対し税制優遇を与えるなど、企業年金制度の整備に非常に力を入れてきた国である。そして、1974年には世界で初めての企業年金法である ERISA 法(被用者退職所得保障法)が制定された。ERISA 法は、企業年金の受給権保護を目的としたものであり、情報開示、受給権の明確化と付与、資産運用におけるブルーデントマンルールなどの受託者責任、支払保証制度の創設などが規定されている。これらの規定は、確定給付型年金および確定拠出型年金が、それぞれに期待された役割を十分発揮できるよう環境を整備しようとするものである。

行政当局や加入者等に対する情報の開示は、年金制度が健全に運営されているかどうかをモニターするためにも必要とされる。受給権に関して、ERISA 法では、原則 5 年以上の加入期間のある者に受給権を認めている。年金資産の管理について裁量権を持つ者を指名受託者として定め、資産管理も含めたあらゆる年金制度運営について最終責任を負うものと規定している。さらに、受託者に対し、ブルーデントマンルール(ある状況下で、資産運用について同じような知識と能力を持つ専門家が資産運用について用いる注意、

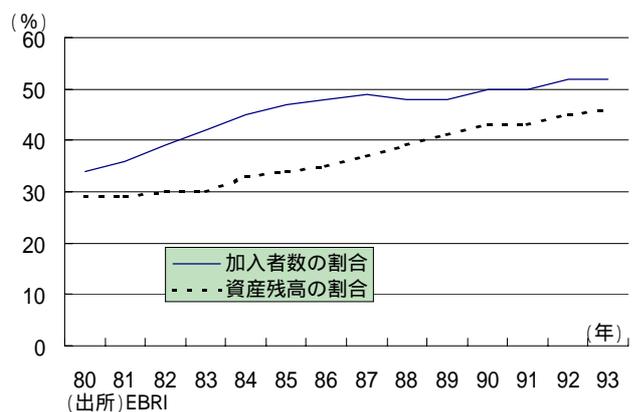
技術、慎重さをもって行動するよう定めたルール)分散投資義務、利益相反取引の禁止、母体企業への投資の制限、などが定められている。また、確定給付型年金については、制度終了保険への加入が義務づけられている。制度終了保険とは、PBGC(年金給付保証公社)と呼ばれる公益法人が運営する支払保証制度のことをいい、破綻した年金制度の加入者も、一定限度の年金給付が保証される。

アメリカでは、確定拠出型年金の割合が増加してきており、1993年時点で加入者数の52%、資産残高の46%を占めるに至っている(資料19)。確定拠出型年金制度が増加してきた背景としては、次の4つが指摘されることが多い。第1に、確定給付型年金の場合、制度終了保険への加入が義務づけられているが、80年代半ばに年金制度の破綻が相次いだ結果、制度終了保険の保険料率が引き上げられてコスト負担が大きくなった。第2に、確定給付型年金は、運用リスクを企業が負担するため、年金財政についての詳細な報告が求められるなど、制度維持に関わるコストが上昇した。第3には、雇用の流動性が高まるとともに、ポータビリティのある確定拠出型年金が好まれた。第4に、1980年度より401Kプランという、従業員が課税前所得から保険料拠出できる制度が認められるようになった。

資料 18 ERISA の概要

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 従業員の年金受給権保護</li> <li>A. 一般条項           <ul style="list-style-type: none"> <li>本法の目的、用語の定義、適用範囲対象等</li> </ul> </li> <li>B. 規制条項           <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 報告、情報開示について               <ul style="list-style-type: none"> <li>プラン加入者と内国歳入庁等当局への報告・情報開示について</li> </ul> </li> <li>2. 制度加入、受給権取得について               <ul style="list-style-type: none"> <li>プラン加入資格と受給権の必要条件ほか</li> </ul> </li> <li>3. 積立方式について               <ul style="list-style-type: none"> <li>年金資産の最低積立基準ほか</li> </ul> </li> <li>4. 受託者責任について               <ul style="list-style-type: none"> <li>受託者(Fiduciary)の責任・義務と禁止取引等</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>・ 退職制度についての内国歳入法の改正</li> <li>・ 管轄・管理・施行：上下院合同年金特別委員会</li> <li>・ 制度終了保険           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運営主体(PBGC)の組織、業務、適用範囲</li> <li>・ 制度終了手続と制度資産の配分方法</li> <li>・ 終了時の雇用企業債務の取扱いほか</li> </ul> </li> </ul>
--

資料 19 企業年金に占める確定拠出型年金の割合



ERISA 法によって、確定給付型年金の場合企業に対して確実な年金給付の実施という厳しい責任を課されたほか、雇用の流動化が進展するなか従業員側からみて使い勝手のいい確定拠出型年金が導入される、など加入者側に立った制度改革がおこなわれた結果、それぞれの企業の労使間の判断により、望ましい年金制度が選択・導入されるようになっていった。

#### 4．日本で求められる企業年金のインフラ整備

日本でも、厚生年金の報酬比例部分を廃止して、これを企業年金で代替する以上、企業年金が退職後の生活保障の役割を十分果たさなければならない。したがって、運用リスクを企業が負担する確定給付型年金については、年金給付ができる限り確実におこなわれるよう、年金財政の情報開示を進めたうえ、受託者責任を明確化する法整備を進める必要がある。また、従業員が運用リスクを負担する確定拠出型年金においては、アメリカのように、資産運用に関する専門的知識のない従業員が適切な運用手段を選択できるよう企業に従業員教育の義務を課すことが求められる。

#### 5．企業年金税制のあり方

労働市場の変化に対応する年金制度を構築するためには、それぞれの企業の労使間の判断により年金制度を自由に選択できることが不可欠である。そのためには、年金税制が年金制度の選択に対して中立であるべきである。厚生年金の報酬比例部分については、社会保障の観点から課税繰り延べの優遇措置が与えられ、企業拠出分についても従業員拠出分についても保険料や運用資産に関しては非課税であり、年金給付時に課税される仕組みになっている。現行の企業年金のうち厚生年金基金制度については、保険料は非課税、運用資産は代行部分の 2.7 倍まで非課税でそれを超える部分は特別法人税課税、年金給付は課税となっている。また、適格退職年金制度については、保険料は年間 5 万円を限度とする生命保険料控除があるが、それを超える部分は課税、運用資産は原則特別法人税課税、年金給付も課税となっている。

厚生年金の報酬比例部分を積立方式に移行のうえ民営化した場合、企業年金がこれまでの報酬比例部分を代替するわけであるから、企業年金に関しても、社会保障の観点から、課税繰り延べの優遇措置を与え、受給時課税に一本化すべきである。したがって、保険料に対する課税や特別法人税は廃止するとともに、受給時の公的年金等控除を廃止する。また、確定拠出型年金についても、課税繰り延べの優遇措置を与え、アメリカの 401K プランのよ

うな使い勝手のよい仕組みにすべきである。

資料 20 日本における現行の企業年金税制

		厚生年金基金制度	適格退職年金制度
拠出時	事業主	損金	損金
	本人	所得控除(社会保険料控除)	所得控除(生命保険保険料控除)
運用時	事業主	代行部分の2.7倍までは非課税、 それを超える部分に特別法人税課税	特別法人税課税 ただし、特例適格退職年金の要件を満たす ものは、厚生年金基金と同様の非課税扱い
	本人	非課税(利子所得として課税されない)	非課税(利子所得として課税されない)
給付時		一時金:退職所得課税 年金:雑所得課税(公的年金等控除適用)	一時金:退職所得課税 年金:雑所得課税(公的年金等控除適用) ただし、本人拠出分は非課税

(出所)ニッセイ基礎研究所「勤労者拠出型年金制度研究会報告書」

## 6. 日本版 I R A 創設の必要性

確定拠出型年金

資料 21 401k プランと IRA

は、各自の持ち分が明確であるので、ポータビリティを付与しやすい。しかし、転職先の企業が確定拠出型年金を採用していな

	401k	IRA
概要	内国歳入法401k項に基づく税制適格の課税繰り延べ制度。	給与所得者全てを対象とする個人退職所得制度。
拠出	従業員は、年間9500ドルを限度に課税前所得から拠出。事業主は、従業員拠出と合わせて30000ドルまたは給与の25%を限度にマッチング拠出を行うことができる。	年間2000ドルまたは給与所得のいずれか低い額まで所得控除可能。拠出限度額は配偶者が無職の場合、夫婦で2250ドル、共稼ぎの場合、夫婦で4000ドル。一定以上の所得がある適格企業年金加入者は拠出に課税あり。
給付	全額課税	全額課税
運用時	非課税	非課税
移管	別の401kプラン、およびIRAからの移管が可能。	適格企業年金や別の個人退職勘定からの移管が可能。

かったり、自営業等への転職だったりした場合には年金資産を引き継ぐことができないため、年金資産の受け皿が必要である。アメリカでは、このような役割を果たす制度として、I R A (個人退職勘定) が創設されている。I R A は給与所得者全てを対象とする制度で、一定限度額の範囲内の積立金に課税繰り延べの税制優遇措置が与えられる。日本においても、年金のポータビリティを補強すること、自営業者等の退職後の生活保障の受け皿を確保すること、といった観点から、日本版 I R A の創設が求められる。

## 7. 報酬比例部分を代替する部分の強制加入について

企業年金うち、報酬比例部分を代替する部分は強制加入とすべきであろう。基礎年金の水準を引き上げて任意加入とすることも考えられるが、できるだけ公的部門を縮小する「小さな政府」の考え方に立てば、基礎年金は最小限にとどめ、民間部門の役割拡大を志向する必要がある。中小企業などが企業年金制度を設立できない場合については、日本版 I R A を受け皿とし、そこに企業も保険料拠出をおこなうこととする。

## 第5章 おわりに

以上、我々の提言する年金改革案について述べてきた。このうち、公的年金制度改革の部分は、厚生省による年金改革についての「5つの選択肢」でいえばE案に相当する。A～D案は、基本的に現行の仕組みを維持したうえで、保険料の引き上げまたは給付のカットをどのように組み合わせるかという選択肢である。それに対し、E案の持つ意味は、賦課方式に必要な覚悟と合意のもとで公的年金制度が運営されているのか否かという年金制度の根幹を問うものと理解される。

1998年3月に厚生省が実施した「公的年金改革の有識者調査」の結果（別紙資料4）を見ると、給付と負担の組み合わせの問い（問5）でB案とC案の支持が多い。また、E案は別途設問（問8）があり、現行の仕組みを維持が約7割となっている。この数字だけ見るとあたかもB案もしくはC案の支持者が多いように思えるが、これは、現行の修正積立方式を前提として給付と負担の組み合わせを問うているうえ、E案を選択することによって「二重負担の問題」として新たな負担が発生するかなのような設問がされていることが影響しているとの声が多い。

A～D案とE案を比較するということは、日本の公的年金制度を賦課方式あるいは積立方式のいずれで運営するのが望ましいかという年金制度の根幹を議論することに等しい。しかし、実はA～E案のどれであっても350兆円の負担は存在するのだということを理解したうえでこのコストをまかなう具体的な仕組みが提示されなければ、A～D案とE案を比較することはできない。残念ながら今回の調査において、日本の公的年金制度を賦課方式と積立方式のどちらで運営するのかという根幹の議論がおこわれることはなかった。

また、これまで退職後の生活保障の機能をもつものとして切り離して議論できないはずの公的年金制度改革と企業年金制度改革が一体として議論されてこなかったことも、公的年金制度を積立方式に移行し民営化するという議論が真剣にとりあげられてこなかった一因であるようにも思われる。

そこで我々は、「二重負担の問題」の意味するところを明らかにするとともに、厚生省の「5つの選択肢」のE案について、企業年金制度改革と一体のものとして具体的なプランを示した。これを契機として、政府や企業や個人が年金制度にどのように関与し責任を果たしていくべきかといった、本質的な議論が喚起されることを期待したい。

以上

## 別紙資料 1 厚生省の年金改革についての「5つの選択肢」

### A 案 現行の給付設計を維持する案

前回の平成 6 ( 1994 ) 年改正に基づく給付水準や支給開始年齢等を維持する。  
厚生年金の最終保険料率は月収の 34・3% ( ボーナスを含む年収の 26・4% ) に上昇。

### B 案 厚生年金保険料率を月収の 30%以内にとどめる案

厚生年金の最終保険料率を、前回の平成 6 ( 1994 ) 年改正の前提であった月収の 30% ( ボーナスを含む年収の 23%程度 ) 以内にとどめることとし、その範囲内に収まるよう給付設計を見直す。平成 37 ( 2025 ) 年時点で支出総額を 1 割程度抑制することが必要。

### C 案 厚生年金保険料率を年収 ( ボーナスを含む ) の 20%程度にとどめる案

厚生年金の最終保険料率を、年収の 20%程度 ( 月収の 26%程度 ) にとどめることとし、その範囲内に収まるよう給付設計を見直す・平成 37 ( 2025 ) 年時点で支出総額を 2 割程度抑制することが必要。

### D 案 厚生年金保険料率を現状程度に維持する案

厚生年金の最終保険料率を、月収の 20%程度 ( ボーナスを含む年収の 15%程度 ) にとどめることとし、その範囲内に収まるよう給付設計を見直す。平成 37 ( 2025 ) 年時点で支出総額を 4 割程度抑制することが必要。

### E 案 厚生年金の廃止 ( 民営化 ) 案

公的年金は基礎年金を基本として 1 階建ての年金とするとともに、厚生年金は廃止し、積立方式による民間の企業年金または個人年金に委ねる。

## 別紙資料 2 厚生年金の給付債務と財源構成

給付債務総額 2630兆円	将来の保険料率の引き上げによりまかなう分 420兆円 うち厚生年金 2階部分 300兆円 (保険料率換算6.0%)	保険料 (保険料17.35%分) 1210兆円
	490兆円 うち厚生年金 2階部分 350兆円 (保険料率換算7.0%)	
	積立金 180兆円	国庫負担 230兆円
	110兆円 (給付時に負担される)	
	過去期間に対応した 給付債務 780兆円	将来期間に対応した 給付債務 1860兆円
	平成11 年度末	

(注)新人口推計に対応した粗い試算である。標準報酬上昇率 4.0%、消費者物価指数上昇率 2.0%、運用利回り 5.5%としている。

### 1. 厚生年金の給付債務

#### (1) 後代の負担となる債務発生の原因

次のとおり費用の一部は後代負担とし、保険料率を将来にわたり段階的に引き上げることとしているため、後代の負担となる債務が発生

- ・負担能力等を考慮し、これまで給付水準に見合った保険料を徴収してこなかったこと
- ・物価や賃金の上昇に応じた給付改善に要する費用は後代負担としてきたこと
- ・制度創設以降、加入者期間の短い者にも一低水準の給付を支給してきたこと

#### (2) 後代の負担となる債務額

過去期間に対応した給付のうち、現に積み立てられている積立金では足りず、将来の保険料により賅うこととなる部分

490兆円(うち厚生年金<2階部分>350兆円)

保険料率換算7.0%

将来期間に対応した給付のうち、現行保険料率17.35%では足りず、将来の保険料率の引き上げにより賅うこととなる部分

420兆円(うち厚生年金<2階部分>300兆円)

保険料率換算6.0%

### 2. 厚生年金(2階部分)を民営化した場合の問題(二重の負担)

過去期間に対応した厚生年金(2階部分)の後代の負担となる債務

350兆円(被保険者1人あたり1000万円)

保険料率換算5.0%

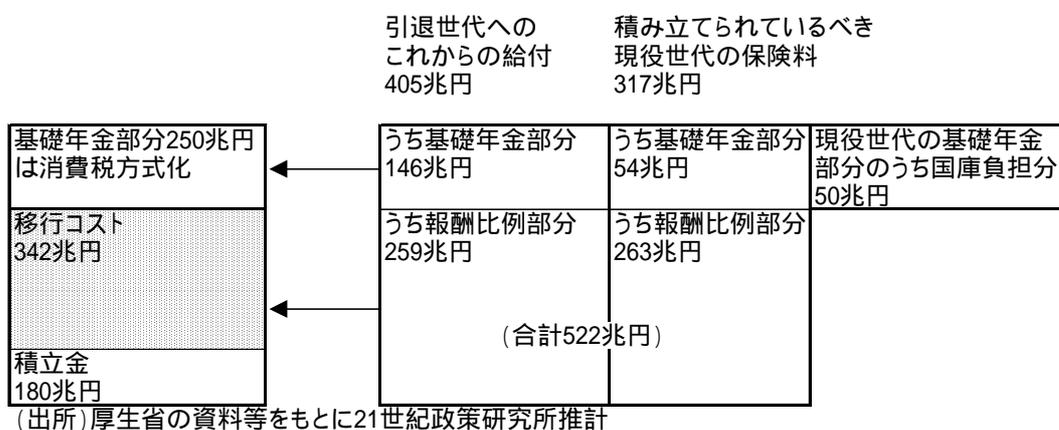
これに加えて、現役世代は自分の分の保険料負担が必要

(現行の給付水準を維持するならば、切り替え時に、現行以上の保険料負担が必要)

(出所)厚生省「年金白書」

### 別紙資料 3 公的年金制度改革についての試算の推計方法

#### 1. 年金給付債務の構成について



- ・引退世代へのこれからの給付は、年齢別の被保険者数、年齢別の給付と拠出の関係に関する厚生省推計<sup>1</sup>（以上、厚生省「年金と財政」）、平均余命（生命保険協会「生保標準生命表 1996」）より推計した。
- ・積み立てられているべき現役世代の保険料は、年齢別の被保険者数、年齢別の給付と拠出の関係に関する厚生省推計（厚生省「年金と財政」）より推計した<sup>2</sup>。
- ・基礎年金部分 200 兆円、積立金 180 兆円の根拠は、厚生省による年金給付債務の構成についての推計（別紙資料 2）
- ・基礎年金部分と報酬比例部分の按分は、厚生省による年金給付債務の構成についての推計（別紙資料 2）の按分比率を参考に決定した。

<sup>1</sup> 年齢別の給付と拠出の関係に関する厚生省推計<sup>1</sup>は、次の前提のもと推計されている。  
将来の保険料率は平成 6 年財政再計算の結果による。  
保険料は社会保険料控除等を考慮し実質負担額。  
給付は老齢給付、障害給付および遺族給付の合計額。  
20 歳から 59 歳までの平均標準報酬月額 は 340,000 円。  
標準報酬上昇率 4.0%、消費者物価上昇率 2.0%、運用利回り 5.5%、年金改定率はネット所得の上昇率。  
20 歳で加入した男子のケースで、夫と妻の年齢差は 3 歳としている。  
価格はすべて平成 6 年度価格

<sup>2</sup> 厚生省推計と同様に、20 歳で加入した男子のケースを想定した。

年齢別の給付と拠出の関係に関する厚生省推計

年齢	予定拠出額	予定給付額	拠出 / 給付
0	6080	5810	0.96
5	5980	5810	0.97
10	5800	5810	1.00
15	5580	5810	1.04
20	5280	5810	1.10
25	4900	5810	1.19
30	4480	5820	1.30
35	4080	5850	1.43
40	3580	5860	1.64
45	3060	5900	1.93
50	2540	6240	2.46
55	2040	6710	3.29
60	1560	6930	4.44
65	1060	7480	7.06
70	840	7680	9.14

(単位:万円)

(出所)厚生省「年金と財政」

(注)拠出は企業拠出分を考慮して従業員の実質負担額を単純に2倍した。

引退世代の被保険者数・平均余命・これからの給付

年齢	被保険者数	平均余命	これからの給付 (基礎年金部分のみ)	
65	2571	16.74	5851	3751
70	2628	13.15	4719	3025
75	2184	9.95	3571	2289
80	1380	7.22	2591	1661
85	737	5.01	1798	1153
90	248	3.33	1195	766
95	45	2.14	768	492
100	4	1.34	481	308

(単位:千人、万人)

(出所)厚生省「年金と財政」、生命保険協会「生保標準生命表 1996」

(注)被保険者数は、5歳分(65歳なら61～65歳)の人数。

現役世代の被保険者数

年齢	被保険者数
25	2671
30	4353
35	3769
40	3361
45	3975
50	4057
55	3439
60	2942

(単位:千人)

(出所)厚生省「年金と財政」

(注)被保険者数は、5歳分(25歳なら21～25歳)の人数。

2. 積立金の個人別勘定への分配について

拠出と分配(A案)

年齢	今までの拠出額	分配または給付額	分配または給付 / 拠出
25	279	111	0.40
30	566	246	0.44
35	860	413	0.48
40	1122	615	0.55
45	1341	866	0.65
50	1499	1233	0.82
55	1581	1742	1.10
60	1560	2321	1.49
65	1060	3270	4.52
70	840	3358	5.86

(単位:万円)

拠出と分配(B案)

年齢	今までの拠出額	分配または給付額	分配または給付 / 拠出
25	279	232	0.83
30	566	469	0.83
35	860	713	0.83
40	1122	930	0.83
45	1341	1112	0.83
50	1499	1243	0.83
55	1581	1311	0.83
60	1560	1294	0.83
65	1060	3270	4.52
70	840	3358	5.86

(単位:万円)

・積み立てられているべき現役世代の保険料のうち報酬比例部分に相当する 263 兆円を、厚生省による年金給付債務の構成についての推計および現役世代の被保険者数を参考に、(A 案) 約束された年金給付予定額と払込期間に応じて分配する、(B 案) 拠出額に応じて分配する、の 2 通りの方法で分配した。

### 3. 国家財政への影響について

#### 国家財政への影響 (A 案)

年度	基礎年金		報酬比例部分					消費税 換算 (%)	合計 消費税 換算 (%)
	消費税 換算 (%)	引退世代への これからの給付	交付国債 償還	永久債 発行高	永久債 利払い	財政負担 合計			
1999	15.3	3.8	18.8	4.3	13		10.2	3.8	7.5
2004	18.1	4.5	13.9	3.8	11	1.9	8.6	3.2	7.6
2009	20.9	5.2	9.5	3.2	9	2.8	6.5	2.4	7.6
2014	22.1	5.5	5.7	2.2	5	3.2	6.1	2.2	7.7
2019	23.4	5.8	2.8	1.3	2	3.0	5.1	1.9	7.7
2024	24.6	6.1	1.0	1.0	0	2.6	4.6	1.7	7.8
2029	24.6	6.1	0.2	0.7	0	2.2	3.0	1.1	7.2
2034	24.6	6.1	0.0	0.2	0	1.8	2.0	0.7	6.8

(単位:兆円、%)

(出所)厚生省の資料等より21世紀政策研究所推計

#### 国家財政への影響 (B 案)

年度	基礎年金		報酬比例部分					消費税 換算 (%)	合計 消費税 換算 (%)
	消費税 換算 (%)	引退世代への これからの給付	交付国債 償還	永久債 発行高	永久債 利払い	財政負担 合計			
1999	15.3	3.8	18.8	2.4	11		10.2	3.8	7.6
2004	18.1	4.5	13.9	2.9	10	1.6	8.4	3.1	7.6
2009	20.9	5.2	9.5	3.2	9	2.5	6.1	2.3	7.4
2014	22.1	5.5	5.7	2.8	6	2.9	5.4	2.0	7.5
2019	23.4	5.8	2.8	2.0	3	2.9	4.6	1.7	7.5
2024	24.6	6.1	1.0	1.7	1	2.6	4.2	1.6	7.6
2029	24.6	6.1	0.2	1.3	0	2.2	3.6	1.4	7.4
2034	24.6	6.1	0.0	0.4	0	1.8	2.2	0.8	6.9

(単位:兆円、%)

(出所)厚生省の資料等より21世紀政策研究所推計

・基礎年金の負担額は厚生省推計(厚生省「年金白書」)において、2000年度、2010年度、2025年度について示された数字(15.3兆円、20.9兆円、24.6兆円)を参考に推計した<sup>3</sup>。

・基礎年金の消費税換算値は、現行の基礎年金財源のうち1/3が国庫負担であることを考慮し、国庫負担減少分を勘案してネットの財政負担増分だけとしている。また、2.7兆円の財政負担が消費税換算1%に相当するとしている。

・現役世代への分配金は、約7割を現金で、約3割を拠出国債でおこなうことになる。

・永久国債の利率は3.5%とした。

<sup>3</sup>推計においては、1999年度、2009年度、2024年度の数字を、それぞれ厚生省推計の2000年度、2010年度、2025年度の数字とし、その他の年の数字は、厚生省推計の数字を直線補完、2025年度以降は、一定の数字とした。

別紙資料4 年金改革に関する有識者調査

年金改革に関する有識者調査・集計結果

(単位%、各問とも「無回答」は省略、質問・回答とも原文を一部省略・変更している)

問1 高齢化社会への対応として、社会保障などの分野において、最も重要な課題(3つまで選択)	保険料月収34.3%、年金給付現行維持	6.5
年金など所得保障の確保	80.3	
医療体制の整備	53.8	
介護施設・サービスの確保	64.3	
社会福祉サービスの確保	4.3	
高齢者の雇用の確保	27.3	
高齢者の住宅等生活環境の整備	5.7	
高齢者の健康管理	6.0	
高齢者の生きがいの増進	16.4	
育児・出生対策	29.5	
家族や地域社会の人間関係	7.9	
その他	2.1	
	付2 割抑制	40.5
	保険料月収20%、年金給付4割抑制	7.2
	その他	13.6
問2 望ましい老後の生活設計について	問6 現在の厚生年金の標準的な年金額(月額約23.1万円)の水準について	
公的年金のみで老後保障	10.2	
公的年金を基本に自助努力を組み合わせる	84.2	
自助努力で老後に備える	3.7	
その他	2.0	
	やや高い	37.7
	適当	47.4
	やや低い	9.7
	その他	5.0
問3 公的年金は、老後生活のどの範囲までをまかなえるものとするのが適当か	問7 厚生年金の給付水準について	
衣食住等消費生活の基礎部分まで	12.5	
保健医療・交通通信まで	52.1	
教養娯楽・交際費の一部まで	29.8	
老後の消費生活のほとんど	3.6	
その他	1.9	
	現行給与水準(約23.5万円)維持	32.5
	21万円ぐらいが適当	30.5
	19万円ぐらいが適当	24.7
	17万円ぐらいが適当	3.9
	15万円ぐらいが適当	3.9
	その他	4.2
問4 年金給付と保険料負担の均衡を保っていく際の基本的な考え方について	問8 公的年金の民営化論、すなわち、公的年金は1階建ての年金とし、2階部分に当たる厚生年金は廃止し、積立方式による民間の企業年金等にゆだねることにするという考え方について	
年金給付を維持し負担を上げる	9.1	
負担を上げず年金給付を抑制	24.9	
年金給付も抑制し負担も高める	56.2	
その他	9.6	
	現行の2階建ての仕組みを維持	70.9
	1階建ての基礎年金のみとすべき	8.5
	民営化に向けて徐々に変更	17.1
	その他	3.2
問5 厚生年金の給付と負担の組み合わせについて	問9 (問8で、と答えた人のみ)厚生年金を廃止して民営化する場合、すでに年金を受給している人等に対する給付のための費用が必要になる。この費用をどのように賄えばよいか。	
	保険料増額で対応する	24.0

回答有識者の属性(単位:人、%)

	合計	30歳代以下	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	無回答	
合計	1428	14.6	17.2	32.4	23.9	10.6	1.3	
性別	男	980	13.3	17.0	34.5	24.4	10.6	0.2
	女	428	18.5	18.2	29.0	23.6	10.5	0.2
	無回答	20	-	-	-	5.0	15.0	80.0
分野	経済界	119	15.1	16.8	30.3	26.1	10.1	1.7
	労働界	149	14.1	25.5	51.0	6.7	0.7	2.0
	報道・評論	110	21.8	12.7	42.7	15.5	6.4	0.9
	農林漁業・自営業団体	153	6.5	12.4	18.3	39.9	22.9	-
	年金実務	200	1.0	12.5	43.0	31.5	11.0	1.0
	行政機関	183	3.8	34.4	49.7	6.0	4.9	1.1
	青年	103	98.1	-	-	-	-	1.9
	女性団体等	144	3.5	12.5	18.1	38.9	24.3	2.8
	学識者	267	7.9	18.0	27.0	34.5	11.6	1.1

国債発行で対応する	23.5	年収1000万円以上	37.0
増税で対応する	22.1	年収800万円以上	21.0
その他	24.9	年収600万円以上	18.6
		年収400万円以上	6.6
問10 最終保険料の負担を抑制する場合、厚生年金の給付水準について		その他	3.2
現行水準（毎月の年金額）は維持すべき	26.3	問18 厚生年金の保険料は5年ごとに2.5%ずつ、国民年金保険料は平成6年度価格で毎年500円ずつ引き上げる現行の財政計画について	
主に現行水準（毎月の年金額）の抑制により将来負担を抑制	9.9	動態標準保険料率にする	5.4
他の手法と組み合わせて抑制	54.6	保険料引下げ計画の前倒しを行う	65.3
その他	7.8	保険料引上げ計画の前倒しを行わない	16.8
		その他	9.6
問11 賃金スライドの実施は年金の裁定前までにとどめ、年金受給開始後は物価スライドのみにするという考え方について		問19 ボーナス等を含めた総報酬を基準とすべきである	
引き続き賃金スライド必要	17.6	ボーナス等を含めた総報酬を基準とすべきである	76.5
物価スライドのみとすることもやむを得ない	73.4	ボーナス等を含めるのは不適當	18.0
その他	7.4	その他	4.8
問12 老齢基礎年金の支給開始年齢を65歳から67歳に引き上げることにについて		問20 国民年金の負担水準について、将来的には、平成6年度価格でどの程度まで求めるのが適當か	
現行制度のままとすべし	49.5	24000円程度まで	18.9
支給開始年齢の引き上げを行うべき	43.9	22000円程度まで	9.6
その他	5.7	20000円程度まで	40.8
		18000円程度まで	9.9
問13 2001年から2013年にかけて行われる厚生年金の定額部分の支給開始年齢の引き上げスケジュールを前倒しすることについて		16000円程度まで	6.9
引き上げ計画を前倒しすべき	38.6	その他	11.6
計画を改めるのは適當でない	55.7	問21 将来的には、基礎年金の国庫負担についてどうすべきか	
その他	4.4	現行の国庫負担割合を維持する	39.3
		国庫負担割合を引き上げる	42.6
問14 60歳台前半に支給される厚生年金の報酬比例部分の年金についても、一定の経過期間をとって、定額部分と同様に65歳まで支給開始年齢を引き上げることについて		税方式に切り替える	14.6
65歳まで段階的に引上げ	65.3	その他	2.5
適當でない	29.3	問22 国民年金の第3号被保険者は、直接には保険料を負担せずに給付に必要な費用は配偶者が加入する厚生年金や共済年金が全体で負担することとされていることについて	
その他	4.2	現行制度を維持すべき	20.2
問15 60歳台後半の在職者について、60歳台前半の在職者と同じように保険料負担を求めるとともに、賃金と遠近の合計額に応じて年金給付を減額することについて		専業主婦からも保険料を徴収すべき	27.2
負担や給付減額はできない	24.6	将来は見直すべきだが、当面維持	43.8
60歳台前半と同様の取り扱いが適當	69.6	その他	8.0
その他	4.9	問23 年金制度において少子化対策を講じることにについて	
問16 一定以上の収入がある人について年金支給を制限することについて		年金制度において取り組むべき	44.7
年金は支給し課税で対応すべき	38.3	年金制度の中で取り組む必要なし	51.0
年金支給を制限すべき	57.7	その他	3.6
その他	3.2	問24 施設に入所している人に年金を支給することについて	
問17 （問16で と答えた人のみ）年金支給を制限する「一定以上の収入」とは		全額支給し、適切な自己負担を求める	84.3
年収2000万円以上	4.4	減額すべき	12.7
年収1500万円以上	9.0	その他	2.6

（出所）日本格付投資情報センター「年金情報第187号」